

学生派遣事業実施要領

平成 21 年 2 月 20 日
文化科学研究科専攻長会議承認

(趣旨)

- 1 本要領は、文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」における学生派遣事業（以下、「派遣事業」という。）の事業実施について必要な事項について定める。

(目的)

- 2 学際的で先導的な文化科学研究を推進し、新しい文化科学研究へのチャレンジ精神を備えた創造性豊かな若手研究者の育成を目的として、研究活動及び研究能力育成に資する事業に参加する学生に対して、参加に必要な経費を支援する。

(申請資格)

- 3 文化科学研究科に所属する学生。ただし、休学中の者を除くものとする。

(申請区分)

- 4 派遣事業の申請区分は、以下のとおりとする。
 - a. 国内外調査活動学生派遣事業
博士論文研究に直接関連する国内外における調査活動の実施、又は、他専攻への短期留学
 - b. 国内外研究成果発表等学生派遣事業
国内外における研究集会、学会等での研究成果発表
 - c. 研究科選定国際会議等学生派遣事業
研究科が選定し、もしくは学生からの申請に基づいて研究科が承認した国際会議等への聴講参加
 - d. 他専攻活用学生派遣事業
所属専攻以外の専攻における授業科目の履修、各種研究会等への参加、所蔵する資史料（文献・モノ）の調査、研究文献の調査

(経費受給手続)

- 5 本事業における支払対象経費は次のとおりとし、派遣に要する経費は、①派遣される学生の所属する基盤機関において、②当該機関における関連規則に基づき支給する。
 - ・ 交通費：出発地・用務先の間往復の鉄道賃・車賃等の交通費(学割適用)
 - ・ 宿泊費：宿泊に必要な経費（ただし、日当は支給されません）。
 - ・ 文献資史料等複写費：文献資史料及び研究文献等の複写に必要な経費。実費(上限 5 万円)を支給。ただし、経費支給の対象となる文献資史料及び研究文献等の複写は、当該派遣先に限定されており、かつ、研究科の学生・教員の共同利用が可能であって、専攻を置く基盤機関の所有となるものに限る。

ただし、書籍など、通常の方法で購入可能な研究文献等は支給の対象にはならない。

(2) 経費受給に当たっての必要書類は、次のとおりとする。

- ・提出書類：「学生派遣関連事業に関する必要書類一覧」を参照
- ・提出先：所属する基盤機関の専攻担当係（以下、「専攻担当係」という。）

なお、経費の支給手続きが基盤機関の関連規則に基づき行われる関係上、上記の必要書類の他に当該基盤機関から提出を求められる書類がある場合は、基盤機関の指示に従うものとする。

（申請書類）

6 申請区分にある各事業の申請時に必要書類（「学生派遣事業に関する必要書類一覧」を参照）を、専攻担当係に提出する。

(2) 書類の提出締め切りは下記のとおりとする。なお、申請に際しては、専攻長の確認を受けることを要する。

- ・派遣事業実施期間：平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月（専攻が定める日）
- ・申請書締切日：原則、派遣開始の 2 ヶ月前

（ただし、平成 21 年 12 月 4 日を最終締切日とする。）

(3) 専攻において認められれば、一人の学生が複数回活動することを妨げないものとする。

（審査・選考）

7 毎月開催される（原則第 3 金曜日）文化科学研究科専攻長会議において、派遣計画と博士研究との関連、計画の意義、実現性及び期待される成果等を考慮し、以下の各事項を重視しつつ総合的に審査・選考する。なお、審査結果は、書面にて研究科長から本人宛に通知する。

- ・国内外における調査活動及び研究成果発表
- ・研究科選定の国際会議等への聴講参加
- ・教員学生または学生同士の協業による研究計画
- ・他専攻を活用する研究計画

（計画の変更）

8 研究活動時期の大幅な変更等、計画を変更する場合には、「派遣内容変更承認申請書」を専攻担当係に提出の上、専攻長会議の承認を得ることを要する。なお、承認された予算枠を超える経費支出を伴う変更は認めないものとする。

ただし、予算枠に影響を及ぼすことなく、また、派遣活動の目的を変えない軽微な変更についてはこの限りではない。

（計画の中止）

9 派遣計画の遂行ができなくなると判断される場合には、「辞退届」を専攻担当係に提出の上、専攻長会議の承認を得ることを要する。なお、中止の理由等によっては、支給された経費の全額又は一部に相当する金額を返納させることがある。

(成果報告)

10 派遣事業の対象となった学生は事業終了後、以下により成果報告を行うものとする。

(1) 成果報告書の提出

派遣事業の対象となった学生は事業終了後1ヶ月以内に「学生派遣事業に関する必要書類一覧」に定める書類を専攻担当係に提出する。

(2) 文化科学研究科学術交流フォーラムにおける成果報告

派遣事業の対象となった学生は、文化科学研究科学術交流フォーラムにおいて成果報告を行うものとする。

(3) 前各号において発表・提出された成果は、本事業のホームページ上に掲載・公開する。